一〇七　人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件　一　六
一〇八　人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二　二
一〇九　メトロセブ水道区汚泥管理計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二　二
一一〇　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件　九　二
一一一　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二　二
一一二　技術協力に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件　九　二
一一三　技術協力に関する日本国政府と東南アジア諸国連合との間の協定第六条の規定に基づく特権、免除及び便宜に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　九　二
一一四　技術協力に関する日本国政府と東南アジア諸国連合との間の協定第六条の規定に基づく特権、免除及び便宜に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　九　二
一一五　アカバ税関治安対策強化計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件　九　三
一一六　パキスタンにおける農業食品及び農業関連産業開発支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の書簡の交換に関する件　二一　三
一一七　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　二二　五
一一八　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　二三　二
一一九　エチオピア連邦民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二六　二
一二〇　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の効力発生に関する件　二六　二
一二一　返納を命じた旅券を無効とする件　二六　二
一二二　エスワティニ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とエスワティニ王国政府との間の書簡の交換に関する件　二七　六
一二三　ウガンダ共和国における建設設備操業訓練施設整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の書簡の交換に関する件　二七　六
一二四　エチオピア連邦民主共和国におけるエチオピア選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二七　六
一二五　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　二八　三
一二六　千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の附属書の改正に関する件　二八　一
一二七　武器貿易条約へのボツワナ共和国及びカナダの加入に関する件　二八　一
一二八　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　三〇　四四
一二九　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件　三〇　二〇
一三〇　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書によって改正される条約に関する書簡の交換に関する件　三〇　二〇
一三一　〇財務省　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　六　一
八四　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　六　八
八五　財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則に基づき財務大臣が定める書式等の一部を改正する件　九　一一
八七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　一二
八八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　九　一四
九二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　一四
九三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　九　一四
九四　〇財務省、農林水産省　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　二
九五　〇財務省、経済産業省、環境省　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件　八　五
五四　〇文部科学省　大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件等の一部を改正する告示　一三　一四
五五　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一九　二